

令和5年10月26日

令和5年度_第3回柏市国民健康保険運営協議会資料

産前産後期間相当保険料免除制度について

柏市健康医療部保険年金課

1. 産前産後期間相当保険料免除制度について

制度概要・内容等

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を設けるもの。

【対象者】 柏市国民健康保険に加入している人で妊娠85日（4か月）以降に出産した人

※死産・流産・人工妊娠中絶含む。令和5年度は80人程度の見込み

【対象期間】 出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間

※施行日前の出産であっても施行日以降に減額対象期間が含まれている場合、減額の対象となるため、令和5年11月の出産から減額対象となる。

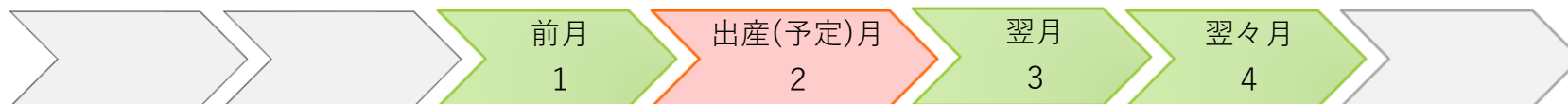
【減額対象額】 対象となる期間の所得割額及び均等割額

【財源負担】 国：1/2 県：1/4 市：1/4

【施行期日】 令和6年1月1日

免除の対象期間

【単胎妊娠の場合】 4か月間の保険料（均等割+所得割）を免除



【多胎妊娠の場合】 6か月間の保険料（均等割+所得割）を免除

